

第1節 県教育委員会

1 平成27年度教育行政の概要

(1) 宮城県教育基本方針

未来を望み
志高く生きる
心身ともに健やかな人間の形成と
互いの絆を大切にす
潤いのあるふるさとづくりをめざし

たくましさやさしさを培う学校
学びと生きがいにみちた地域社会
かおり高い芸術文化
を重点に 県民の生涯にわたる学習の充実に努める

(2) 平成27年度教育施策

1

学ぶ力と自立する力の育成

児童生徒の発達段階に応じ「学ぶことの意義」の理解を促しながら、勤労観や職業観を涵養し、主体的に進路を選択する能力や態度を育成するとともに、基礎的・基本的な知識・技能のさらなる定着を進め、主体的に考え、判断し、課題を解決する力を育成する。

また、幼稚園や保育所等における就学前の教育の充実や小学校との円滑な接続等に向けた取組を進める。

さらに、今日的課題に関する学習を通して、激しく変化する社会を生き抜くための力を育成する。

このため、次の施策を行う。

- 1 小・中・高等学校を通じた「志（こころざし）教育」の推進
- 2 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長
- 3 幼児教育の充実
- 4 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進
- 5 時代の要請に応えた教育の推進

2

豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

自然や歴史、文化等の教育資源を活用した様々な学習活動等を通じて、コミュニケーション能力の育成や言語活動の充実を図るとともに、社会の中で他者と協調しながら共に生きるために必要な実践的な態度、資質を育成する。

いじめや不登校等の問題を解消するため、学校・家庭・関係機関が緊密に連携する体制づくりに取り組むとともに、不登校児童生徒等への支援体制を充実させる。

また、生涯にわたり健康で活力ある生活を送るための基礎的な体力・運動能力の向上を図るとともに、自然災害等の危機を乗り越える知識・能力を養う。

このため、次の施策を行う。

- 1 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援
- 2 健康な体づくりと体力・運動能力の向上
- 3 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成
- 4 食に関心を持ち、元気な子どもの育成
- 5 心身の健康を保つ学校保健の充実

3

障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進

発達障害を含めた障害のある子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うため、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶことのできる環境づくりや特別支援学校の狭隘化等への対応に努める。

また、障害のある子どもが在籍する小・中・高等学校等に対して、特別支援学校や関係機関が連携して相談・支援を行う体制を整備するとともに、障害のある子どもに対する理解促進や就労に向けた支援を推進する。

このため、次の施策を行う。

- 1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- 2 障害のある子どもの自立と社会参加の支援

4

信頼され魅力ある教育環境づくり

教育をめぐる様々な課題に対応し、教育水準を向上させるため、総合的に教員の指導力及び資質の向上を図るとともに、家庭や地域社会との連携を進めるため、開かれた学校づくりを推進する。

また、時代や社会の変化に対応するため県立高校において「主体的に生き抜く力」と「人と関わる力」の育成に重点を置いた学校づくりや条件整備等を行うとともに、子どもたちが安心して学べるよう学習環境の充実に努める。

私立学校に対しては、その役割を踏まえた支援を行う。

このため、次の施策を行う。

- 1 教員が学び続けるための体系的な研修の推進
- 2 開かれた学校づくりの推進
- 3 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立
- 4 教職員を支える環境づくりの推進
- 5 県立高校の改革の推進
- 6 学習環境の整備充実
- 7 私学教育の振興

5

家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる環境づくり

家庭は、子どもの健全な育成の基盤であることから、家庭教育や子育てに関する情報及び学習機会の提供、地域で支援する人材の養成等を通じて家庭の教育力の向上を図る。

また、地域住民、企業、NPO等の参画を得て、社会体験等の機会の充実のほか、防災、防犯等子どもの安全の確保に取り組む。

さらに、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を認識し、連携しながら、子どもの成長を社会全体で支えていく仕組みづくりを進める。

このため、次の施策を行う。

- 1 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり
- 2 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり
- 3 子どもたちの体験活動の推進

6

生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進

県民だれもが、生涯にわたって自分を磨き、豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、学習機会の提供、その成果を生かす機会の充実及び生涯学習指導者の育成等に努める。

また、文化芸術活動の担い手のすそ野を広げるため、青少年を対象に優れた芸術の鑑賞機会を充実させるとともに、創作・研究等の創造的な活動を支援するため、発表や交流の場を提供する。

さらに、郷土の伝統的な文化芸術や文化財の保存、継承を図り、文化芸術による地域づくりを目指す。

いつまでも健康で明るく活力に満ちた生活を送ることができる県民総スポーツ社会の実現に努めるとともに、競技スポーツ選手の計画的かつ継続的な指導強化を図る。

このため、次の施策を行う。

- 1 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進
- 2 文化財の保護と活用
- 3 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実
- 4 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実

2 教育委員会の会議

(1) 委員会の構成

- 委員長 庄子 晃子 大学名誉教授 (H24. 10. 18~H27. 10. 12)
" 伊藤 均 団体役員 (H27. 10. 13~H28. 3. 31)
委員 庄子 晃子 大学名誉教授 (H23. 10. 13~H27. 10. 12)
" 佐竹えり子 作家 (H21. 10. 12~)
(委員長職務代行第1順位: H24. 10. 18~H28. 3. 31)
" 伊藤 均 団体役員 (H24. 10. 12~)
(委員長職務代行第2順位: H25. 8. 9~H27. 10. 12)
" 遠藤 雄三 元公立学校長 (H24. 10. 12~)
(委員長職務代行第2順位: H27. 10. 13~H28. 3. 31)
" 奈須野 毅 会社役員 (H25. 9. 19~)
" 齋藤 公子 大学教授 (H27. 10. 13~)
" 高橋 仁 教育長 (H24. 4. 1~H28. 3. 31)

(2) 会議

第865回から第878回までの定例会・臨時会の議事は次のとおりである。

- 第865回(4月15日(水))
宮城県産業教育審議会委員の人事について、高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について
- 第866回(5月13日(水))
障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について、宮城県特別支援教育将来構想審議会委員の人事について
- 第867回(6月10日(水))
職員の人事について、高等学校入学者選抜審議会委員及び専門委員の人事について
- 第868回(7月10日(金))
職員の人事について、宮城県スポーツ推進審議会委員の人事について、宮城県図書館協議会委員の人事について
- 第869回(8月7日(金))
職員の人事について、平成27年度政策評価・施策評価について、宮城県教育振興基本計画に係る点検及び評価について、平成28年度使用宮城県立中学校教科用図書採択について、東北歴史博物館協議会委員の人事について
- 第870回(8月20日(木))臨時会
平成28年度使用宮城県立中学校教科用図書の採択について
- 第871回(9月7日(月))
教育功績者表彰について、宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について、宮城県教育振興審議会委員の人事について、退職手当の支給制限処分について、職員の人事について
- 第872回(10月13日(火))
県立特別支援学校学則の一部改正について、宮城県立高等学校学則の一部改正について、宮城県生涯学習審議会委員の人事について
- 第873回(11月18日(水))
宮城県産業教育審議会専門委員の人事について
- 第874回(12月18日(金))
職員の人事について、平成29年度宮城県立高等学校入学者選抜方針について
- 第875回(1月14日(木))
宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について、教育職員の免許状に関する規則の一部改正について、宮城県美術館協議会委員の人事について
- 第876回(2月10日(水))
宮城県指定文化財の指定について
- 第877回(3月15日(火))
職員の人事について、教育功績者表彰について、宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について、宮城県文化財

保護審議会委員の人事について、学校教育法施行細則の一部改正について、校長及び教員の採用手続に関する規則の一部改正について、教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部改正について、高等学校等育英奨学金貸付条例施行規則の一部改正について、自然の家管理規則の一部改正について、宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について、教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について、宮城県教育委員会会議規則の一部改正について、県立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について、市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部改正について、教科用図書選定審議会規程の一部改正について、教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第5号に規定する「あらかじめ教育委員会が指定した委員」について

○第878回(3月29日(火))臨時会

職員の人事について

(参考)

定例会・臨時会の開催	14回
規則の制定及び改正	16件
人事関係	25件
その他	6件

(3) 教育現場等視察及び意見交換会

教育委員による教育現場等の視察及び教職員等との意見交換を通じて、実際の教育活動の状況を把握し、教育現場が抱える課題等への理解を深め、教育行政に係る知見を広めるため下記のとおり実施した。

○第1回(教育機関)

期日 平成27年5月26日
視察先 東北歴史博物館、図書館、公文書館
内容 施設視察、意見交換会(教職員)
テーマ 施設運営の課題とあり方について

○第2回(県立学校)

期日 平成27年10月30日
視察先 登米総合産業高等学校、田尻さくら高等学校
内容 施設視察、意見交換会(保護者、生徒、教職員)
テーマ ・PTA活動等について(保護者)
・自治会活動について(生徒)
・学校運営の現状と課題等について(教職員)

○第3回(市町村立学校)

期日 平成28年1月26日
視察先 登米市立上沼小学校、登米市立新田中学校
色麻町立色麻小学校、色麻中学校(色麻学園)
内容 施設視察、意見交換会(教職員)
テーマ 特色ある教育活動について

(4) 宮城県教育委員会・市町村教育委員会教育懇話会

県教育委員会と市町村教育委員会が教育に関する意見や情報の交換を行い、本県教育の現状や課題についての共通理解のもとに、本県教育施策の一層の推進を図ることを目的に下記のテーマで実施した。

テーマ「特別支援教育の充実について」

【圏域別懇話会】

○県北圏域懇話会

期日・会場:平成27年7月31日(金)登米合同庁舎大会議室
事例発表:石巻市教育委員会
川渡小学校・鳴子小学校・岩出山小学校

○県南圏域懇話会

期日・会場:平成27年7月17日(金)大河原合同庁舎大会議室
事例発表:白石市青少年相談センター、丸森町

○県央圏域懇話会

期日・会場:平成27年7月15日(火)自治会館205・206会議室
事例発表:亙理中学校、岩沼南小学校

【全体会】

○全体会

期日・会場：平成27年11月10日（火）仙台市民会館
 内容等：・圏域別会議の開催結果（概要）について
 ・講演 「発達障害のある子どもに対する合理的配慮を考える」
 講師：宮城教育大学 准教授 植木田 潤 氏

3 教育委員会の組織（次ページ図参照）

(1) 教育庁

教育委員会事務局の名称を教育庁と称し、教育庁を本庁と地方機関とに区別している。

イ 本庁

総務課、教育企画室、福利課、教職員課、義務教育課、特別支援教育室、高校教育課、施設整備課、スポーツ健康課、全国高校総体推進室、生涯学習課、全国総合文化祭推進室及び文化財保護課の9課4室に分かれ、班44、職員数260人（派遣社教主事(3)、含む）である。

ロ 地方機関

教育事務所（7事務所）及び多賀城跡調査研究所がある。
 教育事務所は、主に総務、教育の2班からなり、職員数は139人、多賀城跡調査研究所は6人である。

教育事務所の所管区域（平成28年3月31日現在）

事務所名	所在地	所管区域
大河原	大河原町	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
仙台	仙台市	塩竈市、名取市、多賀城市、岩沼市、亶理郡、宮城郡、黒川郡
北部	大崎市	大崎市、加美郡、遠田郡
北部栗原	栗原市	栗原市
東部登米	登米市	登米市
東部	石巻市	石巻市、東松島市、牡鹿郡
南三陸	南三陸町	気仙沼市、本吉郡

(2) 教育機関

教育委員会が所管する教育機関としては、総合教育センター、図書館、美術館、松島自然の家、蔵王自然の家、志津川自然の家及び東北歴史博物館のほか県立学校90校と海洋総合実習船がある。これらに勤務する職員数は、学校職員544人（教育専門職を除く）、海洋総合水産実習船20人、学校以外の教育機関に関する職員数は175人である。

(3) 附属機関（平成27年4月1日現在）

教育委員会からの諮問に应ずるため、法律、条例により設置されている附属機関は次のとおり。（ ）は委員数

○法令必置

宮城県教科用図書選定審議会(20)

○法令任意

宮城県産業教育審議会(12)、宮城県スポーツ推進審議会(15)、宮城県生涯学習審議会(10)、宮城県社会教育委員の会議(15)、宮城県図書館協議会(9)、宮城県美術館協議会(18)、東北歴史博物館協議会(14)、宮城県文化財保護審議会(14)

○条例設置

宮城県教育委員会指定管理者選定委員会(6)、宮城県教育振興審議会(0)、県立高等学校将来構想審議会(15)、宮城県指導力不足等教員審査委員会(8)、障害児就学指導審議会(20)、宮城県特別支援教育将来構想審議会(19)、高等学校入学者選抜審議会(16)、宮城県いじめ防止対策調査委員会(15)、宮城県総合運動場指定管理者選定委員会(0)、宮城県多賀城跡調査研究委員会(10)

(4) 公の施設の指定管理の導入状況

条例の規定により指定管理を行っている公の施設は、下記のとおりである。

指定管理の状況（平成28年3月31日現在）

施設名	指定期間	年数	募集
宮城野原公園総合運動場	H24.4.1～H29.3.31	5年	公募
第二総合運動場	H24.4.1～H29.3.31	5年	公募
仙南総合プール	H24.4.1～H29.3.31	5年	公募
長沼ボート場	H27.4.1～H32.3.31	5年	公募
総合運動公園	H24.4.1～H29.3.31	5年	公募
ライフル射撃場	H26.4.1～H31.3.31	5年	公募
婦人会館	H25.4.1～H28.3.31	3年	公募

4 条例・規則・訓令

平成27年度中に制定又は改正された教育委員会関係の条例、教育委員会規則及び教育委員会訓令の概要は次のとおりである。

- (1) 宮城県条例 6件
 (2) 宮城県教育委員会規則 15件
 (3) 宮城県教育委員会訓令 6件 } (P6参照)

5 教育関係公益法人・一般法人・公益信託

(1) 概要

県教育委員会が所管している公益法人・一般法人及び公益信託の概要は、次のとおりである。

教育関係公益法人・一般法人及び公益信託数（平成28年3月31日現在）

主な目的	公益法人・一般法人			公益信託
	財団	社団	計	
育英奨学・育英振興	9(3)	0	9(3)	8
学校後援	5(5)	0	5(5)	
社会教育・文化活動の振興	9(1)	1(0)	10(1)	
体育・スポーツの普及振興	5(0)	3(2)	8(2)	
教育関係会館経営	3(3)	0	3(3)	
その他	6(4)	1(1)	7(5)	
計	37(16)	5(3)	42(19)	

※()は一般法人の内数

(2) 指導・監督

公益法人及び公益信託の業務の適正を期するため所管法人・信託に対して一般的な指導監督を行うとともに、9法人の業務及び財産の状況について検査を実施し、現地指導を行った。

6 表彰

多年教育の振興に貢献された教育関係者の表彰式を行ったが、平成27年の表彰者は次のとおりである。

(1) 教育功績者表彰（平成27年11月13日）

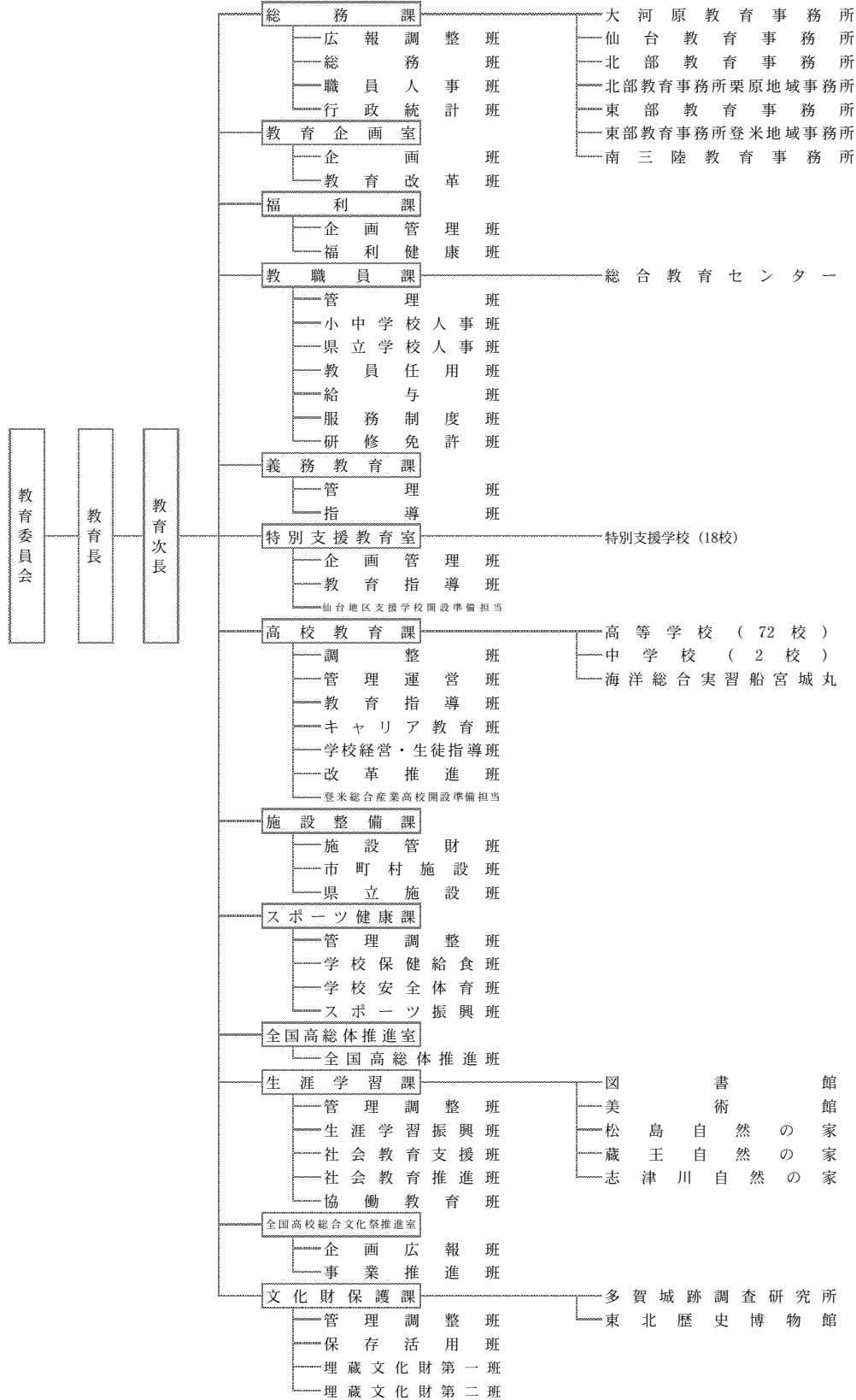
- 個人 45名
 ○団体 3団体

(2) 永年勤続者表彰（平成27年11月5日）

- 小学校 176名
 ○中学校 131名
 ○県立学校 231名
 ○事務局等 29名

宮城県教育委員会の組織

(平成27年4月1日現在)



指定管理者に管理を行わせている施設

- 婦人会館
- 宮城野原公園総合運動場
- 第二総合運動場
- 総合運動公園
- サッカー場
- 仙南総合プール
- 長沼ボート場
- ライフル射撃場

平成27年度条例

公 布 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
27. 6. 17	宮城県条例 第51号	高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金条例の一部を改正する条例	高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金の設置期間を延長するため、所要の改正を行ったもの。	公布日施行
27. 10. 13	宮城県条例 第74号	県立学校条例の一部を改正する条例	県立学校の新設及び東日本大震災により被害を受けた者に係る入学金等の免除の期間を延長するため、所要の改正を行ったもの。	公布日施行 28. 4. 1施行
27. 12. 24	宮城県条例 第89号	総合運動場条例の一部を改正する条例	宮城県第二総合運動場の温水シャワーの利用料金の基準額を改定するため、所要の改正を行ったもの。	公布日施行
28. 3. 22	宮城県条例 第4号	学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例 (学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正、総合運動場条例の一部改正、ライフル射撃場条例の一部改正、美術館条例及び歴史博物館条例の一部改正、自然の家条例の一部改正)	学校教育法の改正に伴い新たな学校の種類として「義務教育学校」が設けられたことから、規定の整理を行ったもの。	公布日施行 28. 4. 1施行
28. 3. 22	宮城県条例 第8号	ライフル射撃場条例の一部を改正する条例	銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	28. 4. 1施行
28. 3. 22	宮城県条例 第9号	文化財保護条例の一部を改正する条例	文化財保護法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	28. 4. 1施行

平成27年度規則

公 布 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
27. 10. 23	教育委員会 規則第15号	県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	県立特別支援学校の新設及び県立特別支援学校の収容定員の変更に伴い、別表の改正を行ったもの。	28. 4. 1施行
27. 10. 23	教育委員会 規則第16号	宮城県立高等学校学則の一部を改正する規則	県立高等学校の収容定員の変更に伴い、別表の改正を行ったもの。	28. 4. 1施行
28. 1. 29	教育委員会 規則第1号	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則	事務手続の簡素化のため、提出書類の見直し及び様式の改正を行ったもの。また、所要の文言整理を行ったもの。	28. 4. 1施行
28. 1. 29	教育委員会 規則第2号	宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則	在勤地内の旅行の廃止に伴い、所要の文言の整理を行ったもの。	28. 4. 1施行
28. 3. 31	教育委員会 規則第3号	学校教育法施行細則の一部を改正する規則	学校教育法の改正に伴い新たな学校の種類として「義務教育学校」が設けられたことから、所要の改正を行ったもの。	28. 4. 1施行
28. 3. 31	教育委員会 規則第4号	宮城県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	会議録のうち非開示情報等が含まれる議案等を審議する秘密会の会議録の公表について、取扱いを明確にするため、所要の改正を行ったもの。	28. 4. 1施行
28. 3. 31	教育委員会 規則第5号	教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	行政不服審査法の全部改正に伴い不服申立制度が審査請求に一元化されたことから、所要の改正を行ったもの。	28. 4. 1施行
28. 3. 31	教育委員会 規則第6号	宮城県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則	学校教育法の改正に伴う所要の改正及び職の新設並びに県立特別支援学校の新設等に伴う所要の改正を行ったもの。	28. 4. 1施行
28. 3. 31	教育委員会 規則第7号	校長及び教員の採用手続に関する規則の一部を改正する規則	学校教育法の改正に伴い新たな学校の種類として「義務教育学校」が設けられたことから、所要の改正を行ったもの。	28. 4. 1施行
28. 3. 31	教育委員会 規則第8号	県立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正に伴い、引用条文の改正を行ったもの。	28. 4. 1施行
28. 3. 31	教育委員会 規則第9号	市町村立学校職員の職員評価に関する規則の一部を改正する規則	地方公務員法の改正に伴い、引用条文の改正を行ったもの。	28. 4. 1施行

平成27年度規則

公 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
28.3.31	教育委員会 規則第10号	教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の一部を改正する規則	学校教育法の改正に伴い新たな学校の種類として「義務教育学校」が設けられたことから、所要の改正を行ったもの。	28.4.1施行
28.3.31	教育委員会 規則第11号	教科用図書選定審議会規程の一部を改正する規則	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うもの。	28.4.1施行
28.3.31	教育委員会 規則第12号	高等学校等育英奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則	学校教育法の改正に伴い新たな学校の種類として「義務教育学校」が設けられたことから、所要の改正を行ったもの。	28.4.1施行
28.3.31	教育委員会 規則第13号	自然の家管理規則の一部を改正する規則	学校教育法の改正に伴い新たな学校の種類として「義務教育学校」が設けられたことから、所要の改正を行ったもの。	28.4.1施行

平成27年度訓令

公 年 月 日	番 号	題 名	内 容	施行年月日 適用年月日
28.3.31	教育委員会 訓令甲第1号	宮城県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	28.4.1施行
28.3.31	教育委員会 訓令甲第2号	事務決裁規程の一部を改正する訓令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う所要の改正及び 等を 等を行ったもの。	28.4.1施行
28.3.31	教育委員会 訓令甲第3号	宮城県教育庁本庁文書規程の一部を改正する訓令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う所要の改正及び行政不服審査法の全部改正により不服申立制度が審査請求の一元化に伴う所要の改正を行ったもの。	28.4.1施行
28.3.31	教育委員会 訓令甲第4号	地方機関等文書規程の一部を改正する訓令	行政不服審査法の全部改正により不服申立制度が審査請求の一元化及び県立学校の新設について、所要の改正を行ったもの。	28.4.1施行
28.3.31	教育委員会 訓令甲第5号	教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	28.4.1施行
28.3.31	教育委員会 訓令甲第6号	職員分限懲戒審査会設置規程の一部を改正する訓令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行ったもの。	28.4.1施行

第2節 市町村等教育委員会

1 組織

(1) 教育委員会数

平成27年4月1日現在の教育委員会数は39で、内訳は、13市（政令指定都市1市を含む。）、21町、1村、4一部事務組合の教育委員会である。このうち、一部事務組合に係るものは、「仙南地域広域」、「黒川地域」、「大崎地域広域」及び「気仙沼・本吉地域広域」の各行政事務組合の教育委員会である。

(2) 教育委員

平成27年4月1日現在の教育委員（教育長たる委員を除く。）の総数は157人となっている。

ア 年齢構成

60歳以上は90人（57.3%）であり、次いで50歳代39人（24.8%）、40歳代26人（16.6%）、30歳代2人（1.3%）の順となっている。

イ 男女別構成

男性が97人（61.8%）、女性が60人（38.2%）となっている。

ウ 職業別構成

無職59人（37.6%）、専門的・技術的職業従事者1人（0.6%）、農林・漁業従事者10人（6.4%）、公務員13人（8.3%）、販売・サービス従事者3人（1.9%）、教員等8人（5.1%）、会社・団体役員14人（8.9%）、医師7人（4.5%）、神職・僧侶等14人（8.9%）、会社員16人（10.2%）、自営業者5人（3.2%）、その他7人（4.5%）となっている。

エ 保護者である委員の割合

保護者である委員のいる教育委員会は35教育委員会（100%）であり、保護者である委員の数は44人（31.2%）となっている。

(3) 教育長

平成27年4月1日現在の教育長は39人で、うち一部事務組合の教育長（4人）は市町村の教育長と兼務であり、以下の統計からは除いている。

なお、地教行法の平成26年改正による新教育長は、1市（仙台市）となっている。

ア 年齢構成

60歳以上が34人（97.1%）と大部分を占め、50歳代が1人（2.9%）となっている。

イ 職歴別構成

教職員出身者が34人（97.1%）、行政職出身者が1人（2.9%）となっている。

ウ 在職年数別構成

在職年数0～1年が6人（17.1%）、1～2年が3人（8.6%）、2～4年が13人（37.1%）、4～6年が7人（20.0%）、6～8年が5人（14.3%）、10年以上が1人（2.9%）となっている。

エ 給与月額別構成

平成27年4月の給与月額（本俸と管理職手当の合計額）は、50万円以下が5人（14.3%）、50万円から60万円の間が16人（45.7%）、60万円以上が14人（40.0%）となっている。

(4) 事務局職員

平成27年4月1日現在の事務局職員の総数は、1,085人で、その内訳は、事務・技術職員が938人（86.5%）で最も多く、次いで社会教育主事及び派遣社会教育主事66人（6.1%）、指導主事及び充て指導主事64人（5.9%）、単純労務職員17人（1.6%）となっている。

2 指導・助言・援助

県教育委員会と市町村等教育委員会は、相互に連携協力し、教育行政の向上発展に寄与していかなければならない使命を負っている。県教育委員会では、このような認識の下、市町村等教育委員会に対して必要な調査、指導及び援助を行っているところであり、平成26年度は次のとおり実施した。

(1) 市町村等教育委員会教育長・総務担当課長会議

当面する教育行政の諸問題について研究協議及び情報交換を行い、本県における教育施策の普及徹底を図るとともに、県・市町村間における連携の緊密化を図り、もって適切な教育行政の執行に努めた。

期 日 平成27年4月27日（月）

会 場 ホテル白萩（仙台市）

参 加 者 市町村等教育委員会教育長・総務担当課長
県教育委員会教育長・教育次長・各課室長等 95人

(2) 市町村教育委員・教育長研修会

市町村教育委員会の組織・運営の活性化及びそれぞれの地域の特性を活かした主体的・自主的な教育施策の展開に資するため、市町村教育委員会の教育委員及び教育長を対象に宮城県市町村教育委員会協議会との共催により実施した。

期 日 平成28年1月29日（金）

会 場 ホテル白萩（仙台市）

参 加 者 市町村教育委員会委員・教育長等 173人

研修内容 ①講演「初中等教育の動向と課題」

講師

文部科学省大臣官房審議官 伯井 美徳 氏

②テーマ「宮城県教育委員会からの情報提供」

説明者 関係課室長

(3) 市町村等教育委員会新任委員実務研修会

今後の教育委員としての円滑な職務の遂行及び活動の充実に資するため、教育委員会制度その他の地方教育行政の組織及び運営等に関する基本的事項について、市町村教育委員会の新任委員を対象に実施した。

期 日 平成28年1月29日（金）

会 場 ホテル白萩（仙台市）

参 加 者 市町村等教育委員会委員等 9人

研修内容 「教育委員会制度の概要について」

講 師 教育庁総務課職員

第3節 企画・統計・広報広聴・国際交流

1 教育企画

(1) 「宮城県教育振興基本計画」の推進

「みやぎ新時代教育ビジョン」の策定後10年余りが経過し、見直しの時期に入ったこと、また、平成18年12月に教育基本法が改正され、新しい教育の理念が示されるとともに、地方公共団体においても教育の振興のための施策に関する基本計画を策定することが求められたことなどから、本県における教育を総合的かつ計画的に進めていくための教育振興基本計画を平成22年3月に策定した。

計画では、本県の教育の目指すべき姿及びそれを実現するための目標を達成するため、実施する主な施策を6つの基本方向に分け、全部で26の取組を実施することとし、そのうち11の取組については重点的取組として特に力を入れて推進することとしている。

なお、本計画の策定と合わせて、施策の着実な推進を図るため、実施する具体的な事業等を示す第1期アクションプラン（平成22年度～平成25年度）、第2期アクションプラン（平成26年度～平成29年度）を策定し、PDCAサイクルに基づく進行管理を行ってきた。

平成27年度は、「宮城県教育振興基本計画」に基づき引き続き教育施策を展開するとともに、特に東日本大震災からの本県教育の復興に向け、平成23年10月に策定された「宮城県震災復興計画」との一体性に配慮し、被災した児童生徒等に対する就学支援や心のケア等に取り組んだほか、被害を受けた学校や社会教育・体育施設の早期復旧、被災地区の学校を中心とした人的体制の強化等の適正な教育環境の確保、防災教育の推進について重点的に取り組んだ。

基本方向	取組	第2期アクションプラン掲載主要事業等 〔平成26年度重点事業〕
1 学ぶ力と自立する力の育成	1 小・中・高等学校を通じた「志（こころざし）教育」の推進 【重点的取組1】	<ul style="list-style-type: none"> 志教育支援事業 高等学校「志教育」推進事業 進路達成支援事業 クリーンエネルギー利活用実践推進事業 みやぎの専門高校展事業 みやぎ産業教育フェア開催事業 みやぎクラフトマン21事業 産業人材育成重点化モデル事業 スーパーグローバルハイスクール事業 スーパープロフェッショナルハイスクール事業 新規高卒未就職者対策事業 県立高等学校キャリアアドバイザー事業 宮城県版キャリアセミナーコーディネート事業 循環型社会に貢献できる産業人材育成事業 「地域復興に係る学校協議会」事業 教育振興基本計画策定事業
	2 基礎的な学力の定着と活用する力の伸長 【重点的取組2】	<ul style="list-style-type: none"> 基本的生活習慣定着促進事業 学力向上推進事業 宮城県学力・学習状況調査事業 小中学校学力向上推進事業 高等学校学力向上推進事業 進学重点校学力向上事業
	3 幼児教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 「学ぶ土台づくり」普及啓発事業 幼・保・小連携推進事業 幼稚園等新規採用教員研修事業 被災幼児就園支援事業
	4 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 英語教育充実支援事業 実践的英語教育充実支援事業
	5 時代の要請に応えた教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> みやぎフューチャースクール事業 ICT利活用向上事業 学校運営支援統合システム整備事業 ネット被害未然防止対策事業
2 豊かな人間性や社会性、健全な体	1 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援	<ul style="list-style-type: none"> 豊かな体験活動推進事業 教育相談充実事業 高等学校スクールカウンセラー

の育成	【重点的取組3】	<ul style="list-style-type: none"> 活用事業 総合教育相談事業 登校支援ネットワーク事業 生徒指導対策強化事業 みやぎアドベンチャープログラム事業 生徒指導支援事業 学校復興支援対策教職員加配事業
	2 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 【重点的取組4】	<ul style="list-style-type: none"> みやぎの子ども体力運動能力充実プロジェクト事業 運動部活動地域連携促進事業
	3 災害に積極的に向き合う知識と能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> 防災専門教育推進事業 防災教育推進事業 学校安全教育推進事業 防災主任・防災担当主幹教諭配置事業
	4 食に関心を持ち、元気な子どもの育成	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康を育む総合食育推進事業
	5 心身の健康を保つ学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校・地域保健連携推進事業
3 障害のある子どもへのきめ細かな教育の推進	1 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 【重点的取組5】	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校校舎改築事業 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 特別支援教育地域支援推進事業 特別支援教育研修充実事業 医療的ケア推進事業 発達障害早期支援事業 共に学ぶ教育推進モデル事業 被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業 特別支援学校外部専門活用事業
	2 障害のある子どもの自立と社会参加の支援	<ul style="list-style-type: none"> 女川高等学園就業・定着支援事業
4 信頼され魅力ある教育環境づくり	1 教員が学び続けるための体系的な研修の推進 【重点的取組6】	<ul style="list-style-type: none"> 教職員キャリア・アップ・プログラム事業
	2 開かれた学校づくりの推進 【重点的取組7】	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価事業 時代に即応した学校経営支援事業
	3 優れた人材の確保と能力を発揮できる教職員人事システムの確立	<ul style="list-style-type: none"> 実践的指導力と人間性重視の教員採用事業
	4 教職員を支える環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 教職員健康管理事業
	5 県立高校の改革の推進	<ul style="list-style-type: none"> 県立高校将来構想推進事業 高等学校入学者選抜改善事業 中高一貫教育推進事業 県立高校将来構想管理事業
	6 学習環境の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> 学級編制弾力化事業 県立学校施設災害復旧事業 校舎等小規模改修事業 防災拠点としての学校づくり事業 東日本大震災みやぎ子ども育英基金事業 被災児童生徒就学支援事業 高等学校等育英奨学資金貸付事業 公立専修学校授業料等減免事業 学校給食備品整備事業 学校給食の安全・安心対策事業
	7 私学教育の振興	<ul style="list-style-type: none"> 私立学校施設設備災害復旧支援事業 私立学校授業料等軽減特別補助事業
5 家庭・地域・学校が協働して子どもを育てる	1 親の「学び」と「子育て」を支える環境づくり 【重点的取組8】	<ul style="list-style-type: none"> 放課後子ども教室推進事業 はやね・はやおき・あさごはん推奨運動

環境づくり	2 地域と学校との協働による学校支援の仕組みづくり 【重点的取組 9】	・協働教育推進総合事業
	3 子どもたちの体験活動の推進	・人と自然の交流事業
6 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動の推進	1 地域をつくる生涯学習・文化芸術の推進 【重点的取組 10】	・みやぎの文化育成支援事業 ・みやぎ県立大学推進事業 ・図書館市町村連携事業 ・美術館教育普及事業 ・美術館照明設備整備事業 ・図書館照明設備整備事業 ・公立社会教育施設災害復旧事業 ・震災資料収集・公開事業 ・松島自然の家再建事業 ・防災キャンプ推進事業 ・公民館等を核とした地域活動支援事業 ・全国高等学校総合文化祭宮城大会開催事業
	2 文化財の保護と活用	・瑞巖寺修理補助事業 ・図書館貴重資料保存修復事業 ・指定文化財等災害復旧支援事業 ・被災有形文化財等保存事業 ・無形民俗文化財再生支援事業 ・復興事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査事業 ・特別名勝松島保護対策事業 ・被災博物館等再興事業 ・「(仮) 東大寺展」開催事業 ・東北歴史博物館教育普及事業 ・インタラクティブシアター整備事業
	3 生涯スポーツ社会の実現に向けた環境の充実 【重点的取組 11】	・広域スポーツセンター事業
	4 競技スポーツ選手の強化に向けた環境の充実	・スポーツ選手強化対策事業 ・ジュニアアスリート育成事業 ・公立社会体育施設災害復旧事業 ・県有体育施設整備充実事業 ・平成27年度全日本中学校体育大会開催事業 ・平成29年度全国高等学校総合体育大会開催事業 ・平成29年度インターハイ等特別強化事業

(2) 「学ぶ土台づくり」推進計画の普及啓発

幼児期を、将来の自立のための社会性、コミュニケーション能力、想像力など様々な能力や態度の基礎を築く時期（生涯にわたる人間形成の基礎を築く時期）、すなわち「学ぶ土台づくり」の時期ととらえ、幼児期の教育の一層の充実に向けて、家庭、地域社会、教育現場、行政が一体となって取組を推進する第2期「学ぶ土台づくり」推進計画（平成27年3月策定）に基づき、平成27年度は以下のとおり事業を実施した。

- ① 第2期「学ぶ土台づくり」推進計画の周知
第2期「学ぶ土台づくり」推進計画概要版を各小学校に送付し、周知を図るとともに、関係各機関の諸会議・研修会、圏域別親の学び研修会、みやぎ出前講座等で説明を行った。
- ② 「学ぶ土台づくり」推進連絡会議の開催
県内の幼児教育に携わる団体の代表者16名（東北大学加齢医学研究所教授川島隆太氏を座長）による幼児教育をめぐる課題や課題解決に向けた取組等の話し合いを行った（平成27年9月4日）。
- ③ 「学ぶ土台づくり」研修会の開催
幼児教育関係者の研修の充実を図るため、幼児教育に関する実態調査の結果等を踏まえ、ニーズに合わせた研修会を開催した（平成27年9月26日）。
- ④ 「学ぶ土台づくり」圏域別親の学び研修会の開催（計20回）
第2期「学ぶ土台づくり」推進計画の普及と「親子間の愛着形成の促進」「基本的生活習慣の確立」等の重要性、必要性を啓発するために県内全圏域で地域の保護者等を対象に、講話や親の学びのプログラムを活用したワークショップを行い、学ぶ機会を提供した。

- ④ 親になるための教育推進事業
平成25年度から継続し、10校で実施した。
- ⑤ 幼児教育に関わる実態調査（6月22日～7月13日）
「学ぶ土台づくり」推進計画の進行管理を行っていく上での基礎資料とするために実施した。
- ⑥ 「学ぶ土台づくり」市町村等支援事業
「学ぶ土台づくり」推進計画に掲げた4つの目標の達成に資する市町村及びNPO法人の独自の取組について支援を行った。（4市町村、1NPO法人）

(3) 高校教育改革の推進

本県では、高校生の興味・関心の多様化、少子化による生徒減少など、高校教育を取り巻く諸状況の変化に対応するための中長期的な県立高校の在り方を示すこととして、平成13年度から平成22年度までを計画期間とする「県立高校将来構想」を平成12年3月に策定した。

「県立高校将来構想」では、宮城県の高校づくりの方向性として、「生徒の多様な個性や特性に対応した魅力ある高校づくりの推進」、「生徒数の減少に対応した学級減及び学校再編」、「開かれた学校づくりの推進」及び「男女共学化の推進」の4つについて重点的に取り組んできた。

また、平成22年3月には、それまでの取組を土台とし、新たな10年間の高校教育改革の方向性及び高校の再編整備の方針を示す「新県立高校将来構想」を策定し、地域社会を支えていく意欲や創造性に富んだ人づくりに向けて高校教育改革を推進してきたところである。なお、「新県立高校将来構想」策定後に発生した東日本大震災により新たに生じた課題等への取り組みも続けているところである。

① 平成27年度県立高等学校組織編制計画の実施

生徒の減少に対応するとともに、魅力ある高校づくりを推進するため、以下のとおり、再編統合、学級減等を実施した。なお、登米地区においては、3校を再編統合し登米総合産業高等学校を新設し、本県公立高校初の福祉科を設置した。

再編統合	平成26年度		平成27年度		
上沼高等学校	普通科	1学級	登米総合産業高等学校	農業科	1学級
	農業技術科	1学級		商業科	1学級
米山高等学校	普通科	1学級		機械科	1学級
	園芸ビジネス科	1学級	電気科	1学級	
米谷工業高等学校	機械システム科	1学級	情報技術科	1学級	
	電気システム科	1学級	福祉科	1学級	
	情報技術科	1学級			

学級減	平成26年度		平成27年度	
角田高等学校	普通科	5学級	普通科	4学級
登米高等学校	普通科	3学級	普通科	3学級
	商業科	1学級	商業科	募集停止

学科改編	平成26年度		平成27年度	
中新田高等学校	普通科	3学級	普通科	3学級
	アガミックコース	2学級	※コース制廃止	
	ビジネスコース	1学級		

② 平成28年度県立高等学校組織編制計画の決定・公表

生徒の減少に対応するとともに、魅力ある高校づくりを推進するため、平成28年度の組織編制計画を以下のとおり決定し、平成27年7月に公表した。

なお、多賀城高等学校には本県初の災害科学科を設置した。

募集停止	平成27年度		平成28年度	
岩ヶ崎高等学校（鶯沢校舎）	創造工学科	1学級	創造工学科	募集停止

学級減	平成27年度	平成28年度
蔵王 高等学校	普通科 3学級	普通科 2学級
気仙沼西 高等学校	普通科 3学級	普通科 2学級
志津川 高等学校	普通科 3学級 情報ビジネス科 1学級	普通科 2学級 情報ビジネス科 1学級

学科改編等	平成27年度	平成28年度
角田 高等学校	普通科 4学級	普通科 4学級 ※単位制移行
多賀城 高等学校	普通科 7学級	普通科 6学級 災害科学科 1学級

(4) 高校教育改革の適正な進行管理

「新県立高校将来構想」に基づく高校教育改革に関する各種の取組を着実に推進するために、平成22年3月に第1次実施計画を策定し、平成25年2月には第2次実施計画を策定した。

平成27年度は、第2次実施計画に掲げた取組を着実に進めるとともに、第3次実施計画（平成29年3月策定予定）の策定作業に着手した。

(5) 中高一貫教育の推進

中学校・高等学校の6年間を通じての計画的・継続的な指導により生徒の個性や能力を伸ばし、幅広い年齢集団による活動を通じて社会性、人間性を育成することができるなど、多くの教育的効果が期待できる中高一貫教育の推進を図ったが、東日本大震災の影響により南三陸町における連携型中高一貫教育については、学校間の移動等に大きな制約を受けながらの展開となった。

① 連携型中高一貫教育

【対象校】宮城県志津川高等学校

南三陸町立志津川中学校、歌津中学校

「たしかな学力」、「かがやく個性」及び「ゆたかな社会性」を培い、21世紀を主体的に生きる人間の育成を目指すことを目的として、中高教員による相互乗入授業や中高合同教科等研究会の実施、一部の部活動における連携等、中高連携事業の展開を図った。

② 併設型中高一貫教育

開校11年目となる古川黎明中学校・高等学校及び6年目となる仙台二華中学校・高等学校で、併設型中高一貫教育を行った。

イ 中高一貫教育用カリキュラムの実践・見直しを行った。

ロ 県立中学校入学者選抜要項を策定し、適性検査問題の検討及び作成を行った。

ハ 平成28年1月に県立中学校入学者選抜を実施した。

【対象校】古川黎明中学校

仙台二華中学校

(6) 「宮城県障害児教育将来構想」の推進

障害のある児童生徒の教育を推進するため、平成17年に策定した「宮城県障害児教育将来構想」に基づき、「障害の有無によらず、全ての子どもが地域の小・中学校で共に学ぶ教育の展開」を基本理念として教育環境の整備を図った。

① 特別支援教育の推進

宮城県障害児教育将来構想に掲げた障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が地域の小・中学校で共に学ぶ教育を推進するため、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍して学習するシステムづくりをモデル的に実施するとともに、特別支援学校の児童生徒が居住地の小・中学校で交流及び共同学習を行うなど、共に学ぶ教育環境の整備の推進を図った。

イ 特別支援教育システム整備事業の推進

(イ) 居住地校学習推進事業の実施

県立特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校の児童生徒と共に学習活動を行い、その成果と課題を検証するとともに、障害のある児童生徒の社会参加の促進と地域における障害児教育に関する理解の促進を図った。

(受入小・中学校：229校、学習回数 910回（延べ）、特別支援学校参加児童生徒：313人)

a 実施校

視覚支援学校、聴覚支援学校（小牛田校含む）、光明支援学校、石巻支援学校、利府支援学校（富谷校含む）、古川支援学校、気仙沼支援学校、角田支援学校（白石校含む）、名取支援学校、金成支援学校、迫支援学校、山元支援学校、拓桃支援学校、船岡支援学校、西多賀支援学校

b 連絡会（年2回）

この事業の円滑な実施を図るため、居住地校学習推進事業連絡会を設置し、事業の実施状況の評価及び成果の検証等を行った。

(ロ) インクルーシブ教育システム構築モデル事業の実施

文部科学省の委託を受け、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育に向け実践研究を行い、その成果の普及を図った。

a 特別支援学校と小・中学校との交流及び共同学習

「交流及び共同学習における児童生徒一人一人に対する合理的配慮の在り方」～居住地校学習の実践を通して～をテーマに名取支援学校と名取市、岩沼市内の小・中学校計11校を研究実践校として指定し、研究を実施した。

b スクールクラスター

石巻市の河南地区の小学校6校と中学校2校をスクールクラスターとして指定し、実践研究を行った。

c モデルスクール

栗原市立栗駒南小学校をモデル校として指定し、障害のある児童生徒に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例の蓄積と、そのための国内体制の整備を行った。

② 特別支援教育研修充実事業の推進

共に学ぶ教育及び特別支援教育を推進するため、障害のある児童生徒に対する校内支援の中心となるコーディネーターの養成や障害児担当教員等の資質の向上を図るための教員研修を実施した。

イ コーディネーター養成研修の実施

(イ) 新担当者コース 2日間 受講者 169人

(仙台市を除く幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校：悉皆研修)

(ロ) 経験者コース 1日間 受講者 46人

(仙台市を除く幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校、各校1名悉皆)

(ハ) 地域支援コース 6日間 受講者 26人

(教育事務所、特別支援学校より各1名推薦)

ロ 小・中学校管理職研修の実施

(イ) 仙台市を除く小・中学校、高等学校、特別支援学校の新任校長及び新任教頭を対象（悉皆）

1日 受講者 204人

ハ 特別支援教育担当教員等実践研修充実事業

4日間 受講者 46人

③ 宮城県特別支援教育将来構想審議会

平成25年5月に宮城県特別支援教育将来構想審議会に対し、新構想の策定を諮問し9回審議会を開催した。

平成26年12月に出された答申を踏まえ、「障害の有無によらず、全ての児童生徒の心豊かな生活と共生社会の実現を目指し、柔軟で連続性のある、多様な学びの場の中で、一人一人の様々な教育的ニーズに応じた適切な教育を展開する。」という基本的な考えの下、平成27年2月に、宮城県特別支援教育将来構想を策定した。

平成27年度は、宮城県特別支援教育将来構想実施計画（前期：平成27年度～平成31年度）の成果及び課題の検証を行うため審議会を開催した。

宮城県特別支援教育将来構想審議会委員名簿（敬称略）
[平成27年3月31日現在]

No	委嘱・任命	氏名	現職
1	委嘱	相原 晴美	宮城県立支援学校岩沼高等学園PTA会長
2	委嘱	赤間 宏	仙台市教育局学校教育部特別支援教育課長
3	任命	阿部 恒幸	宮城県総合教育センター所長
4	委嘱	伊藤 倫就	社会福祉法人なのはな会こまきさ苑施設長
5	委嘱	太田 博子	株式会社サトー商会総務人事部
6	委嘱	小幡 敏昭	宮城障害者職業センター所長
7	任命	片岡 実	宮城県立視覚支援学校校長
8	委嘱	亀井 芳光	栗原市教育委員会教育長
9	委嘱	小室たか恵	白石市民生部地域包括支援センター所長
10	委嘱	今 公弥	医療法人五十嵐小児科院長
11	委嘱	佐々木敦子	大河原町立金ヶ瀬中学校長
12	委嘱	佐藤 百合	塩竈市立月見ヶ丘小学校長
13	任命	澁谷 榮昭	宮城県立光明支援学校校長
14	任命	鈴木真利子	宮城県立山元支援学校校長
15	委嘱	野口 和人	東北大学大学院教育学研究科教授
16	任命	鳩原 潤	宮城県立聴覚支援学校校長
17	任命	藤倉 眞一	宮城県塩釜高等学校校長
18	委嘱	村上 由則	宮城教育大学附属特別支援教育総合研究センター長
19	任命	村上 礼子	宮城県松島高等学校校長
20	委嘱	山川美和子	名取をつなぐ育成会会長

(7) 県立特別支援学校の組織編制

心身に障害のある児童生徒に対してよりきめの細かい教育を行うため、地域の実情に応じた県立特別支援学校の適正配置の観点から、平成27年度も次の措置を講じた。

○ 県立特別支援学校 高等部の募集定員の変更

障害種別	学校名	平成26年度	平成27年度
視覚障害	視覚支援学校	19	19
聴覚障害	聴覚支援学校	32	32
肢体不自由	船岡支援学校	20	20
病弱	西多賀支援学校	14	11
	山元支援学校	3	3
知的障害	光明支援学校	56	60
	石巻支援学校	44	46
	気仙沼支援学校	19	22
	名取支援学校	41	38
	角田支援学校	27	27
	迫支援学校	22	27
	金成支援学校	22	24
	古川支援学校	27	35
	山元支援学校	11	19
	利府支援学校	38	43
	小松島支援学校	35	32
岩沼高等学園	48	40	
小牛田高等学園	16	24	

(山元支援学校は障害種別「病弱」と「知的障害」が併置)

(8) 中学校等卒業者の進路状況調査

平成27年3月の中学校等卒業者の進路状況を5月1日現在で調査し、資料の分析結果を本県の高等学校組織編制計画などに反映させた。

調査結果概要

- 中学校卒業者数 21,752人（前年度対比 274人減）
- 進学者総数 21,577人
- 進学者率 99.2%（前年度対比0.2ポイント上昇）

(内訳)

- ・全日制高等学校
進学者数 20,007人
進学者率 92.0%（前年度対比0.2ポイント下降）
- ・定時制高等学校
進学者数 516人
進学者率 2.4%（前年度対比0.3ポイント上昇）
- ・通信制高等学校
進学者数 346人
進学者率 1.6%（前年度対比0.1ポイント上昇）
- ・中等教育学校
進学者数 167人

- 進学者率 0.8%（前年度対比0.1ポイント上昇）
- ・高等専門学校
進学者数 276人
進学者率 1.3%（前年度対比0.1ポイント上昇）
- ・特別支援学校高等部
進学者数 265人
進学者率 1.2%（前年度対比0.1ポイント下降）
- 専修学校・公共職業能力開発施設等
進学者数 13人
進学者率 0.1%（前年度対比0.1ポイント上昇）
- 就職者数 32人
就職率 0.1%（前年度対比0.1ポイント下降）
- 上記以外の者の数 130人
0.6%（前年度対比0.1ポイント下降）

(9) 「みやぎの教育情報化推進計画」の推進

高度情報化社会・グローバル社会に対応する児童生徒を育成するため、本県では教育の情報化（情報教育、教科指導におけるICTの活用、校務の情報化）に向けて講ずべき施策を示す行動計画として「みやぎの教育情報化推進計画」を平成25年3月に策定した。教育の情報化を推進するため、平成27年度は、以下の事業を実施した。

- ① 「情報化推進リーダー研修会」の開催
県立学校や市町村教育委員会の情報化推進リーダー等を対象とした研修会を開催し（平成27年5月25日）、有識者による講演会を行い、教育の情報化の進め方や情報セキュリティ等について理解を深めた。
- ② 「学校CIO研修」の実施
新任校長や教頭が受講する総合教育センターが主催する研修会において、各学校で教育の情報化を進める総括責任者であるCIO（chief information officer）の役割等について研修会を実施（平成27年7月28日、31日）した。
- ③ ICT機器を活用した校内研修用ビデオの作成
宮城県教育情報化推進会議プロジェクト委員会を開催（平成27年9月30日、平成28年2月16日）し、ICT機器を活用した指導事例についての研修用ビデオを作成し、校内での活用を促進した。
- ④ 「宮城県教育情報化推進会議」の開催
宮城県教育情報化推進会議を開催（平成27年10月16日）し、「みやぎの教育情報化推進計画」の進捗状況や今後の施策等について検討した。
- ⑤ 「教育の情報化担当者会議」の実施
市町村教育委員会の情報化担当者を対象とした会議を実施（平成27年11月30日）し、国や県の教育の情報化に関する施策や市町村の取組状況について情報交換等を行った。
- ⑥ 「学校運営支援統合システム」の整備
主に成績処理を行う「教務支援システム」と学校徴収金管理等の校務処理とグループウェア機能を併せ持つ「校務支援システム」について仙台第一高校等44校に対し整備を進めた（平成27年度末までに全ての県立高校に対し導入を完了した）。
- ⑦ ICT利活用授業力向上プロジェクト事業の実施
一斉学習におけるICTの導入による学力向上の効果等を検証するため、宮城第一高校など、6校を事業校として選定し、2か年間の事業を開始した。

(10) 政府に対する提案・要望

平成27年度国の施策・予算に関して提案・要望すべき事項について知事が国に対して提案・要望した。

その項目は次のとおりである。（教育委員会関係分）

(震災関連)

- ・被災県に対する教職員定数の中・長期的な加配措置
- ・緊急スクールカウンセラー等派遣事業の継続
- ・児童生徒の学校外における学びの場の確保
- ・被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の延長
- ・被災生徒に係る公立学校入学者選抜手数料等の免除に対する財源措置の継続
- ・公立社会教育施設における国庫支出金交付の継続
- ・公立学校施設の災害復旧事業における基本単価の引き上げ

- ・学校における防災教育体制の整備
- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に伴う支援措置

(震災関連以外)

- ・公立義務諸学校の教職員定数の改善
- ・特別支援教育の充実
- ・スーパーグローバルハイスクールの指定
- ・学校設備環境改善交付金の復活
- ・学校給食施設補助交付要綱の改正（基準面積の見直し）。

2 教育統計

(1) 平成27年度に実施した統計調査

ア 学校基本調査

県内の公・私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、専修学校及び各種学校における学校数、在学者数、教職員数などの基本的事項を5月1日現在で調査した。

イ 地方教育費調査

県及び市町村等教育委員会並びに公立諸学校を対象に、平成26会計年度間に支出した教育費を学校教育費、社会教育費、教育行政費ごとに財源別、支出項目別に支出状況を調査した。

ウ 社会教育調査

社会教育に関する県及び市町村教育委員会の状況や社会教育等の基本事項について、10月1日現在で調査した。

3 広報広聴

県民及び教職員など教育関係者の理解と協力を得るとともに、教育に対するニーズを行政に反映し、本県の教育・文化の充実、振興を図るため、次のとおり広報活動を実施した。

(1) ホームページによる広報「志ほっとニュース」の更新

教育長への表敬訪問など県教委のニュースをホームページで更新した。

(2) 年次報告「宮城教育年報」の発行

平成26年度における県教委の施策、事業の実績などを収録し、ホームページで公表した。

(3) パブリシティ活動

県政記者会加盟の各報道機関に対し、県教委の施策などに関する情報を提供し、マスコミを通じて県民に周知するため、記者発表を次のとおり実施した。

○記者発表

「平成27年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る学力検査実施状況の概要」など担当課長等による記者発表を行った。

○資料配付

教育行政に係る資料の配付を随時行った。

(4) インターネットの活用

ホームページを作成し、「教育施策」や「災害情報」、「各種講座、イベント情報」「教育委員会への問い合わせ、相談窓口のご案内」などのタイムリーな情報を広く提供するとともに、常時電子メールにより一般の方々からの意見、質問、提言等を受け付けている。また、各種印刷物についても、PDF化し、ホームページ上でも閲覧できるようにしている。

(5) 基本的生活習慣定着促進事業

知（学力）・徳（心）・体（健康）の調和の取れた子どもたちを育成していくため、平成17年11月1日を「みやぎ教育の日」と制定したのを契機に、以来「はやね・はやおき・あさごはん」やルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸びル）を広く呼びかけている。

平成27年度は、学校・家庭・教育関係団体・行政機関及び企業等により組織された「みやぎっ子ルルブル推進会議」の登録会員に向けた企業セミナーを開催したほか、推進会議総会を開催し、優良活動団体（17団体）の表彰や小学生ルルブルポスターコンクールの入賞者（18人）の表彰を行った。また、ルルブルの遊ブを親子で実践するルルブル親子スポーツフェスタを開催したほか、ルルブル通信の発行（5回）や、新聞に意見広告を掲載するなど、社会全体での取組の推進を図った。

さらに、幼稚園・保育所・小学校・児童館等に劇団員を派遣して、「みやぎっ子ルルブル紙芝居演劇」を年20回上演したほか、親子でルルブルを4週間実践し、取組のフィードバックを図る「ル

ルブル挑戦事業」を実施し、幼児等とその保護者にルルブルの重要性についての普及啓発を図った。

あわせて、児童生徒の生活習慣の改善や学力の向上、犯罪被害等の未然防止を図ることを目的に、小・中・高校生スマホ・フォーラムを開催したほか、スマートフォン等の使用に係る注意喚起リーフレットの作成・配布を行った。

(6) その他の広報活動

県教委の自主広報活動に加え、広報内容に速報性、同時性、広範囲性が必要と認められるものについては、県広報課所管の広報媒体を活用することにより県民に対する周知徹底に努めた。

4 国際交流

(1) 宮城県・中国吉林省教育交流事業

本県と中国吉林省の友好県省を一層発展させるため、「日本国宮城県と中国吉林省との第11次交流計画協議書（2015年3月11日締結）」を締結しているが、この協議書に基づき学校間交流や両県省の教育事情について情報交換することにより、教育の振興を図っている。

平成23年度以降は、東日本大震災の復旧・復興事業を優先するため事業を休止している。

(2) 宮城・デラウェア教育交流事業

本県とアメリカのデラウェア州は、高校生を相互に派遣し、家庭滞在及び学校訪問等を体験させることにより、両国間の友好親善、国際理解教育及び地域レベルの国際交流の推進を図るために、両教育委員会の間で交わす合意書に基づき、本県では3月に代表を派遣し、また、7月頃に受入れを行ってきた。

平成19年からは隔年実施となり、同年7月に受け入れた後、平成20年には派遣・受入れは実施されていない。翌平成21年3月には派遣が実施され、宮城の高校生8人と引率教員2人がデラウェア州において学校訪問等を体験した。

しかし、本県の財政悪化が顕著になり、同年9月に、継続できない旨の親書を送り、合意書の更新がなされなかったため、県としての交流事業は終焉を迎えることとなった。

なお、角田高校においては、デラウェア州ドーバー高校、仙台二華高校においては、ミドルタウン高校と姉妹校協定を締結し、交流を継続している。